

応援します 職業能力開発

平成19年度版

○平成19年度職業能力開発局重点施策と予算の概要について	3
1. 厚生労働省の組織と職業能力開発行政の機構	6
2. 第8次職業能力開発基本計画(働く者を育てる環境の再構築)	8
3. 若年者の総合的な職業能力開発対策の推進	10
参考 1 「若年者の雇用を取り巻く現状」	
4. 事業主が行う能力開発の推進	14
① 事業主が行う能力開発に対する支援	
② キャリア形成支援指針の普及	
参考 2 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針(概要)	
5. 労働者の自発的な能力開発の推進	16
① 労働者の自発的な職業能力開発に対する相談援助・情報提供等の体制の整備	
② 教育訓練給付制度の活用	
③ YES-プログラム	
④ キャリア・コンサルティングの推進	
⑤ 若年者に対するキャリア形成の支援	
参考 3 事業主が行う能力開発及び労働者が自発的に行う能力開発に関する支援	
6. 公共職業訓練の実施	19
① 公共職業能力開発施設	
② 民間教育訓練機関を活用した委託訓練の推進	
③ 公共職業訓練の実施・計画状況	
④ 障害者に対する多様な職業能力開発機会の提供	
⑤ 母子家庭の母等に対する職業能力開発機会の拡大	
参考 4 公共職業能力開発施設等の概要	
7. 職業能力評価制度の概要	21
① 技能検定制度	
② 認定社内検定	
③ 職業能力評価基準の策定	
④ ビジネス・キャリア検定試験	
⑤ YES-プログラム	
参考 5 技能検定職種(137職種)	
8. 技能の振興	23
① 表彰制度の実施	
② 技能競技大会の実施	
③ 「ものづくり立国」の推進	
参考 6 その他の技能振興事業及び技能競技大会等	
9. 国際協力	25
① 人材養成分野における技術協力等の推進	
② 技能実習制度等の効果的な推進	
参考 7 海外における職業能力開発施設の設置・運営等の協力状況	
10. 勤労青少年福祉の推進	27
① 勤労青少年ホームの運営支援	
② 職業生活の充実	
③ 海外経験を通じたキャリア形成支援の促進	
④ 勤労青少年福祉功労者表彰の実施	
11. お問い合わせ先一覧	28

1 若者の人間力の強化と働く意欲の向上

211億円

(1)現場の戦力となる若者の育成

78億円

- 「実践型人材養成システム」の普及促進(新規)

3.7億円

中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」(実習併用職業訓練)を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その結果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主などに対する支援措置を創設する。

- 産学官の連携による「実務・教育連結型人材養成システム」の普及促進

74億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間の教育訓練機関の導入を図ることにより、実務・教育連結型人材養成システムの社会的定着を図る。

(2)フリーター25万人常用雇用化プランの強化

102億円

- 年長フリーターに対する常用就職支援

20億円

- 「年長フリーター自立能力開発システム」の整備(新規)

20億円

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適用するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

- 実践的な職業能力開発の実施

74億円

- 産学官の連携による「実務・教育連結型人材養成システム」の普及促進〔再掲〕

74億円

(3)フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援

20億円

- 地域若者サポートステーションの拡充強化

9.6億円

ニートなどの若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25箇所 → 50箇所

- 「若者自立塾」事業の推進

10億円

合宿形式の集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を推進する。

25箇所 → 30箇所

- 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰の支援
(新規) 23百万円
若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、若者の職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

(4) 学生から職業人への円滑な移行の支援 11億円

- 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 20億円
若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行う。 20億円

2 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備 41百万円

(1) 非正規労働者の正社員化の機会拡大(新規) 41百万円

- 正社員転換のための非正規労働者に対する企業内職業能力開発の促進
(新規) 7百万円
非正規労働者から正規労働者への転換のための教育訓練を行う等企業内で非正規労働者の職業能力の開発・向上を図る事業主に対する助成措置を拡充する。
- 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備 34百万円
能力開発機会において正社員との格差が見れる派遣労働者・請負業者について、主要者業務分野ごとに能力開発・能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

3 経済社会の活力の向上に向けた人材立国の実現 344億円

(1) ものづくり立国の推進 41百万円

- 産学協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした技能の振興(新規) 37億円
若者と障害者による2つの国際競技大会が我が国において史上初めて同時開催される「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功と、本大会を契機とし、ものづくりについての若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。
- ものづくりの魅力に対する理解の促進 8.8億円
向上、職業能力開発施設等の開放を促進し、ものづくり体験の場を提供するとともに、高度熟練技能者を工業高校等へ派遣することにより、ものづくりに親しむ社会の形成を図る。

● 中小企業などの技能の円滑な継承に対する支援の実施

技能継承のための計画的な教育訓練に取り組む中小企業に対する助成や、技能継承に関する情報提供・相談援助等の強化を図る。

3億円

(2) 職業生活を通じた能力開発の推進

44億円

● キャリアコンサルタントの資質向上等のキャリア形成支援の推進

37億円

キャリア・コンサルタントに対する実務研修や実践的助言・指導等の機会の拡大を図るとともに、能力評価試験の統一の実施や資格更新制度の在り方等について検討を行う。

● 広範な職種を対象とした職業能力評価制度の整備

7.2億円

職業能力を評価する統一的な基準となる職業能力評価基準の職種の拡大等を図る。また、非正規労働者を含め、多様な労働者にも対応できるようeラーニングの導入等により職業能力習得支援制度を普及促進する。さらに、企業・業界団体のニーズを踏まえ技能検定職種の見直しを図る。

(3) 現場の戦力となる若者の育成(再掲)

78億円

4 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

41百万円

(1) 障害者に対する職業能力開発の推進

78億円

● 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

43億円

障害者能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

委託訓練対象者数 6,300人→6,600人

● 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進

15億円

障害者の様態に応じた委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓するモデル事業を実施する。

● 障害職業能力開発プロモート事業の拡充

55百万円

政令指定都市において、公共職業能力開発施設と福祉施設、養護学校等の関係機関との連携体制を確立することにより、教育・福祉から職業訓練への移行を円滑にする仕組みを形成する事業を拡充する。

3箇所 → 6箇所

5 外国人労働者問題への適切な対応

4.4億円

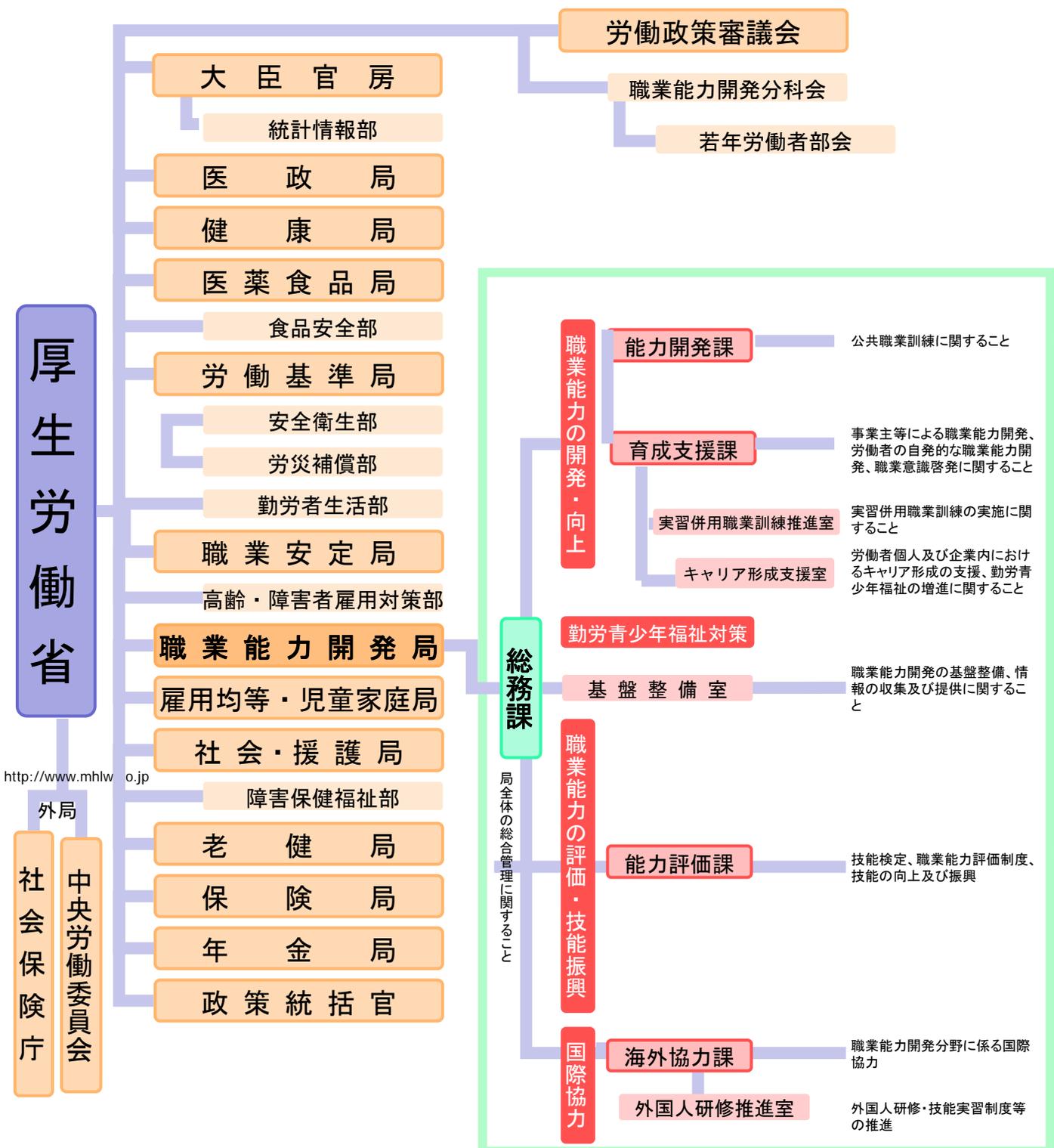
● 研修・技能制度の適正化

4.4億円

労働関係法令違反等の不適正な事案を防止するなどの制度の厳格な運用を行う観点から、研修生・時脳実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化する。

1

厚生労働省の組織と 職業能力開発行政の機構



独立行政法人 **雇用・能力開発機構**

<http://www.ehdo.go.jp/>
雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行う。

雇用・能力開発機構 都道府県センター (47)

雇用・能力開発機構の地方組織。

職業能力開発総合大学校 (1)

<http://www.uitec.ehdo.go.jp>

職業能力開発大学校 (10)

職業能力開発短期大学校 (1)

職業能力開発促進センター (62)

高度職業能力開発促進センター

<http://www.apc.ehdo.go.jp/>

**生涯職業能力開発促進センター
(アビリティガーデン)**

<http://www.ab-garden.ehdo.go.jp/>

私のしごと館

<http://www.shigotokan.ehdo.go.jp>

障害者職業能力開発校 (2)

独立行政法人 **高齢・障害者雇用支援機構**

<http://www.jeed.or.jp/>
高齢者及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図る。

財団法人 **介護労働安定センター本部**

<http://www.kaigo-center.or.jp/>
介護労働者の職業の安定その他福祉の増進を目的とした事業を行う。

介護労働安定センター支部 (47)

中央職業能力開発協会

<http://www.javada.or.jp/>
民間における職業訓練の推進及び技能検定の実施等の中核団体。

都道府県

〔職業能力開発主管課〕

〔労働福祉主管課〕

都道府県に置く審議会等

都道府県職業能力開発協会

事業主等に対する指導援助機能、民間における職業訓練の推進及び技能検定の実施。

職業能力開発短期大学校 (9)

職業能力開発校 (179)

障害者能力開発校 (国立：都道府県運営) (11)

障害者能力開発校 (府県立：府県運営) (6)

勤労青少年ホーム (市町村) (464)

(注) 平成19年4月1日現在

第8次職業能力開発基本計画

働く者を育てる環境の再構築

—職業キャリアの持続的発展のために—

我が国においては、人口減少という局面を迎え、一人一人の能力を高めることによって生産性を向上させていくことが不可欠となっています。

こうした中で、職業キャリア(※)形成をめぐる問題の背景にある労働市場の変化、企業における人材処遇の在り方の変化、働く者の意識や働き方の変化等の構造的な変化に対応し、就業者や完全失業者に限らず、ニート状態にある者、出産・育児・親の介護等により職業キャリアを中断している者など働く者に対する職業キャリア形成支援政策の展開を図るとともに、いわゆる「現場力」の強化を図るために、将来の中核を担う若者

の現場への入職を確保し、育成する仕組みを抜本的に再構築することが重要となっています。

このため、厚生労働省としては、平成18年7月に「第8次職業能力開発基本計画」を策定しました。これに基づき、多様な職業訓練の機会の確保、能力評価制度や職業キャリアを支援する体制の充実などの労働市場インフラ(社会経済基盤)の整備、働く者の生涯を通じた持続的なキャリア形成への支援、現場力の強化と技能の継承・振興などの施策に取り組んでいます。

※「職業生活設計に即して行われる職業訓練・教育訓練や実務経験の経歴の積み重ね」を指す。

第8次職業能力開発基本計画のポイント

1 職業能力開発政策の実施目標	2 職業能力開発施策の基本的施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発政策は、職業生涯の全期間を通じ職業キャリアが円滑に形成されるよう支援すること等を目標として実施する。 ○ 就業者や失業者に限らず、ニート状態にある者、出産・育児等による休職者等も含めた「働く者」全般に配慮して職業能力開発施策を推進する。 ○ 公共部門が主体となって行う雇用対策の一環としての離職者訓練は、企業における教育訓練ニーズの把握や民間教育訓練機関の活用等に配慮しつつ行う。 ○ 「現場力」(※)の強化を図るために、現場における若者の育成・確保のための仕組みを再構築するとともに、団塊の世代など中高年労働者からの円滑な技能継承のための施策を推進する。 ※「ものづくりの現場をはじめ様々な現場における実践的な経験に裏打ちされた技術・技能、問題解決能力、管理能力」をいう。 ○ 若者の職業キャリア形成支援、労働者の仕事と生活の調和、NPO等により担われている地域貢献分野における就業等の創出等については、官民協力により、政策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働市場のインフラの充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な教育訓練の提供主体として、事業主の行う教育訓練のほか、質の高い民間教育訓練機関を育成するとともに、企業や求職者等のニーズを踏まえた公共職業能力開発を実施する。 また、改正職業能力開発促進法に位置づけられた「実践型人材養成システム」の普及・啓発を推進する。 ○ 技能検定制度等の職業能力評価制度や、キャリア・コンサルティング等の職業キャリア形成に向けた情報提供体制を充実する。 (2) 働く者の職業生涯を通じた持続的なキャリア形成への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業キャリアの段階に応じた支援施策の充実に努めるとともに、障害者や母子家庭の母等に対し、福祉から自立に向けた職業能力開発機会の提供を図る。 ○ パートタイム労働者や派遣労働者等の非正社員について、職業能力開発のニーズを把握した上で、必要な施策を講じる。

(3)雇用失業情勢や産業分野の動向に応じた職業能力開発の促進

産業分野の動向、技術革新や求職者のニーズの多様化等に対応するため、ものづくり分野やサービス分野など産業分野ごとの企業のニーズの変化を踏まえた職業訓練コースの設定や見直しを実施する。

(4)「現場力」の強化と技能の継承・振興

- 改正職業能力開発促進法に基づく「実践型人材養成システム」を始めとして、我が国の産業競争力の維持・向上に不可欠な「現場力」を支える人材の育成・確保を図るための取組を推進する。
- 技能の継承・発展を円滑にするために、情報やノウハウの提供や資金面の支援施策の強化を図る。また、関係行政機関や団体との連携の下、公共職業能力開発施設と企業との産学連携等に取り組む。

- 若者に対する技能やものづくりの振興を図るため、児童・生徒の段階から、技能やものづくりの魅力に触れる機会を作るとともに、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」等の周知・広報等により技能振興を図る。

その他、国際協力の実施など所用の施策を講じる。

3 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間である。

3

若年者の総合的な 職業能力開発対策の推進

厳しい雇用情勢等を反映し、若年層において、高い失業率、増加する無業者、フリーターなどの問題が生じています。

このような状況が続くことは、

- ① 本人にとって、若年期に必要な技能・知識の蓄積がなされず、将来にわたるキャリア形成の支障となることに加え、
- ② 我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られず、経済成長の制約となるおそれがあります。

このため、



平成15年6月、関係4大臣(文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣)が若者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進するため、「**若者自立・挑戦プラン**」を策定しました。

→ 厚生労働省では、平成16年度から、同プランに基づき、「**日本版デュアルシステム**」などの若年者対策を実施しています。

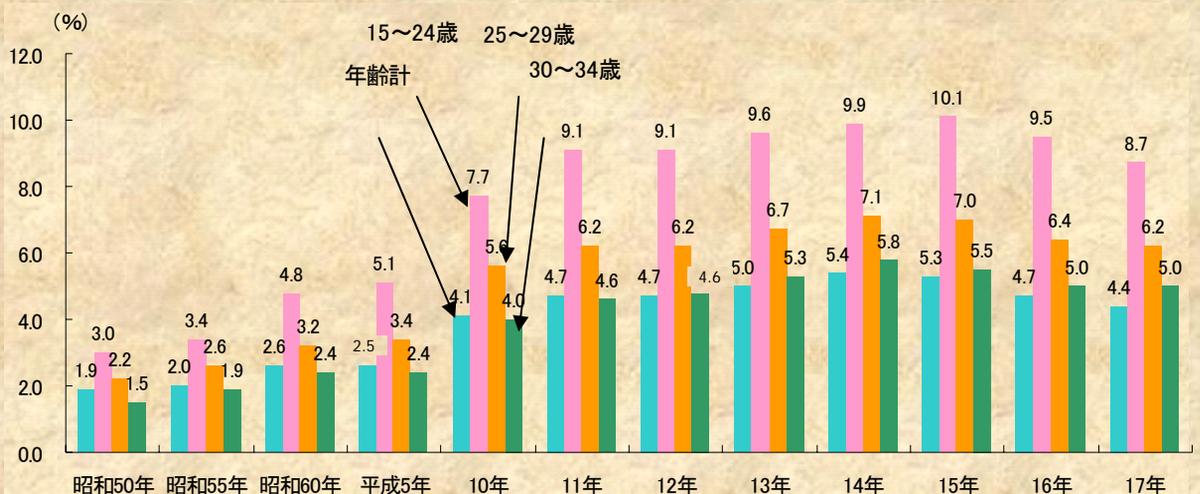
また、平成17年度からは、ニートなどの問題を踏まえ、若者の働く意欲や能力を高める総合的、かつ、きめ細やかな対策として、若者の人間力の強化を図る取組を推進しています。

さらに、今後、企業が主体となって現場の戦力となる人材を育成するため、座学と雇用関係の下での一定期間の実習を組み合わせる「**実践型人材養成システム**」を法的に位置付け、就労と就学双方の要素を併せ持った「**第三の選択肢**」として普及と定着を図ることとしています。

参考1 「若年者の雇用を取り巻く現状」

若年者失業率の状況

24歳以下の若年者の失業率は、平成5年の5.1%から平成15年の10.1%まで上昇し、概ね全年齢計の倍程度で推移している。平成16年度以降、失業率は低下している。

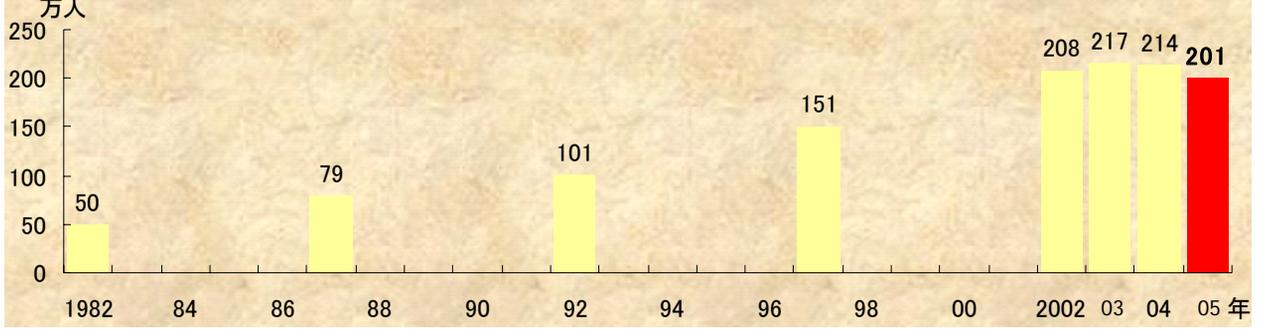


(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

フリーター数の推移

学卒無業者や早期離職者の増加により、いわゆる「フリーター」の数は、10年間で100万人増加したが、2004年に初めて減少に転じ2005年には201万人と推計されている。

【フリーター数の推移】



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」を労働省政策調査部で特別集計。(～平成9年)

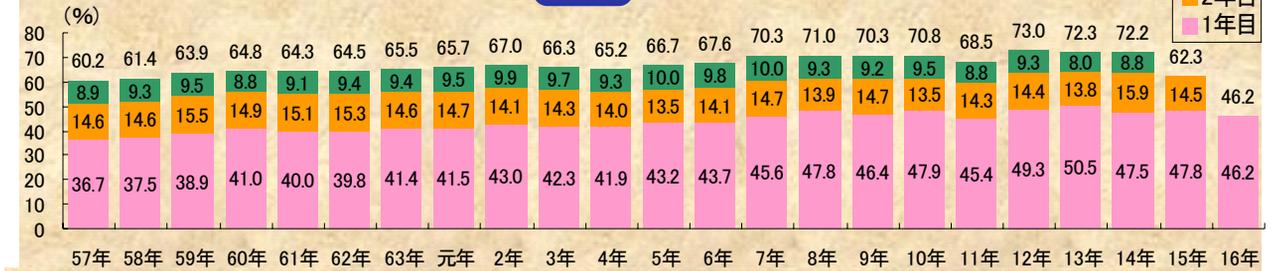
総務省統計局「労働力調査詳細集計」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計。(平成14～17年)

新規学卒就職者の在職期間別離職者率の推移

卒業後3年以内に離職する者の割合は、中学で約7割、高卒で約5割、大卒で約3割となっています。

【早期退職者割合の推移】

中学卒



3月卒

(資料出所) 厚生労働省職業安定業務統計

(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

ニート数の推移

15～35歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない若年無業者は、10年前の40万人から64万人と増加している。



(資料出所) 総務省「労働力調査」

若者の人間力の強化の推進

実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)の推進 87億円

- ◆ 若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練(日本版デュアルシステム)を導入する企業に対する助成措置の拡充等導入環境の整備を行い、同システムの社会的定着を図ります。

就職基礎能力速成講座の実施 1.3億円

- ◆ 民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーションの能力等の習得を図るための講座を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図ります。

ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築 3.2億円

- ◆ 各地域に「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談を行うとともに、地域の若者支援機関のネットワークの中核として各機関のサービスが効果的に受けられるようにすることにより、ニート等の自立を支援します。

「若者自立塾」事業の推進 11億円

- ◆ 合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業を推進します。

ものづくり立国の推進 7.9億円

- ◆ 工場、民間・公共の訓練施設等の親子等への開放促進、ものづくり技能に関するシンポジウムの開催、若者によるものづくり技能競技大会の実施等を通じ、ものづくりに親しむ社会を形成し、その基盤の上に熟練技能の一層の高度化を図ります。

若者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及の推進 1.1億円

- ◆ 若者向けのキャリア・コンサルタントを職業能力開発大学校等で養成するとともに、市町村の既存施設等を活用したキャリア・コンサルティング等を実施します。

学卒者、若者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備 5.6億円

- ◆ 学卒者、若者が、職業能力開発について目標を持ち、意欲を持って取り組むことができるよう、若年者就職基礎能力支援事業(YESプログラム)の普及促進を図るとともに、3級技能検定試験種の拡大を図ります。

日本版デュアルシステムの推進

文 部 科 学 省

- 専修学校における先導的モデルカリキュラムの開発
- 専門高校等において導入のためのモデル事業を実施

厚 生 労 働 省

- 進路が決まらない学卒者等に対する体験講習の実施
- 専修学校等と受入企業との間のコーディネート

日本版デュアルシステム

例：週3日は教育訓練機関で座学、週2日は企業で実習

座 学
(教育訓練機関)



実 習
(企業)



並行的に
実施

能力評価

一人前の
職業人

高 校 生
在 校 生

高 卒
未 就 職 者

無 業 者

フリーター

(17年度の実施状況)

- 短期訓練(標準5ヶ月間)については、約26,500人が受講。
- 長期訓練(1年～2年間)については、28都道府県、47施設57コースで実施中。(平成17年度開始分)
- 専門学校においてモデル事業(20地域)を、専修学校において教育プログラム開発(10県)を実施中。(文部科学省)

4

事業主が行う能力開発の推進

① 事業主が行う能力開発に対する支援

イ 労働者の能力開発を支援する事業主への助成
企業内における労働者の効果的なキャリア形成の促進を目的として、雇用する労働者に対して一定の要件の下で、目標が明確化にされた職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対し、賃金及び費用の一部をキャリア形成促進助成金として助成しています。

ロ 認定職業訓練の活用による技能者育成の推進

事業主の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準を満たすものは都道府県知事より認定を受けることができ、また、当該認定を受けた職業訓練を行う中小企業事業主等に対しては助成を行っています。
(18年度 1, 254校)



ハ 「地域職業訓練センター」の活用の推進

地域職業訓練センターでは地域における中小企業労働者、求職者等に対し各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体のほか、地方公共団体等の団体が地域住民対して行う多様な教育訓練を行う場としても施設を提供しています。

ニ 職業能力開発に関する情報提供、相談援助の充実

都道府県職業能力開発協会の「職業能力開発サービスセンター」において、事業主の行う職業能力開発のプランづくりに対する助言、指導等を行うとともに、教育訓練期間、研修、セミナーの講師等の職業能力開発に関する各種情報を提供しています。

ホ グローバル化に対応した能力開発に対する支援

(財)海外職業能力開発協会と協力してグローバル化に対応した人材育成等をテーマとするセミナーを開催するとともに、インターネットを通じた情報提供、アドバイザーによる相談援助等を行っています。

② キャリア形成支援指針の普及

労働者の適切なキャリア形成を事業主が支援することは重要であり、これを促進するため、キャリア形成促進助成金(22ページ参照)のほか、キャリア形成支援指針(労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針)を策定し、普及を図っています。

労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針(概要)

1. 情報の提供、相談その他の援助に関する事項

- 職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供
- 各種情報伝達手段の活用等による雇用する労働者への公平かつ効果的な情報提供の実施
- キャリア・コンサルティングを適切かつ効果的に行うための措置

2. 配置その他の雇用管理についての配慮に関する事項

- 労働者の配置等については、当該労働者の職業生活設計に即した実務経験の機会の確保に配慮すること。
- 必要に応じて、社内公募制の導入後、労働者の自発性、適性及び能力を重視した的確な配置及び処遇上の配慮が可能となる制度の整備を図ること。
- 職業訓練等を通じて開発及び向上が図られた職業能力の十分な発揮が可能となるよう、職務への配置等について配慮すること。

3. 休暇の付与に関する事項

- 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇については、労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画において、対象労働者、教育訓練の範囲等を明記し、労働者に周知すること等により、休暇の活用の促進を図ること
- 教育訓練の受講のための休暇のほか、職業能力検定、キャリア・コンサルティングを受けるための休暇等労働者自らによる多様な職業能力開発の促進に資する休暇を与えるよう配慮すること。
- 休暇の付与の対象となる教育訓練等の範囲については、労働者の希望及び適正に応じた多様な選択が可能となるよう配慮すること。
- 長期にわたる休暇について、キャリア・コンサルティングとの組み合わせ、定期的付与する仕組みの導入等その効果的な付与に配慮すること

4. 教育訓練等を受ける時間の確保

- 労働者が受講を希望する教育訓練の実施時間と就業時間とが重複する場合等については、始業及び終業の時刻の変更、時間外労働の制限等の適切な措置を講ずること。
- 当該措置については、労働協約若しくは就業規則又は事業内職業能力開発計画に明記し、内容を労働者に周知すること等により、その活用の促進を図ること。

労働者の自発的な能力開発の推進

① 労働者の自発的な職業能力開発に対する相談援助・情報提供等の体制の整備

独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等において、自発的な職業能力開発に係るきめ細かな相談等を行うとともに、労働者等に対して必要に応じて「能力開発プログラム」を作成する等の支援を行っています。

また、労働者のキャリア形成支援に資するため、職業能力開発に関する情報（訓練コースに関する情報、職業能力評価に関する情報等）を「キャリア情報ナビ」(<http://www.endo.go.jp/career-navi/>)で提供しています。

② 教育訓練給付制度の活用

教育訓練給付制度においては、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の取組みを支援し、その雇用の安定及び、就職の促進を図るために、一定の要件を満たす労働者が厚生労働大臣の指定する教育訓練を修了した場合に、自らが負担した教育訓練費用の一部を支給するものです。

平成19年度4月現在で、6,825講座の教育訓練が指定されています。具体的には、国家資格（社会保険労務士、税理士、基本情報技術者等）等の取得を訓練目標とする講座や大学・大学院等における高度な社会人向けコース等職業に関する教育訓練を指定しています。

③ YESプログラム

YES-プログラム

YESプログラムは、企業が若年者に求めている就職基礎能力を5つの領域（＝コミュニケーション能力、職業人意識、基礎学力、ビジネスマナー、資格取得）に分類し、各領域について「就職基礎能力修得の目安」を提示しています。そして、若年者がこれに沿って能力修得の目標を立てて学習等に取り組むことができるよう、民間教育訓練機関等で行う講座や試験について、各機関からの申請に基づいてYES-プログラム認定講座や認定試験として認定し、これらの情報提供を行っています。

④ キャリア・コンサルティングの推進

労働者が充実した職業生活を送るためには、どのような職業人生を送るか、そのためにどのような職業を選択し、また能力開発を行っていくかについて、労働者一人ひとりが主体的に考え実行していくことが重要です。

これを支援するため、労働者や求職者の希望や適性・能力を十分に把握するとともに、労働市場の動向（どんな能力が必要とされているか等）について情報提供を行い、適切な仕事の選択や必要な能力開発を促すなど、きめ細かな相談援助（キャリア・コンサルティング）を推進するとともに、これを担うキャリア・コンサルタントを平成14年度以降、5年間で5万人を目標として養成を推進しています。

具体的には、官民の関係者からなる「キャリア・コンサルティング研究会」でキャリア・コンサルタントに必要な能力要件を体系化した上で、職業能力開発大学校等におけるキャリア・コンサルタント養成講座の実施、キャリア形成促進助成金や教育訓練給付制度の活用による民間におけるキャリア・コンサルタントの養成を促進しております。

また、キャリア形成支援コーナー・ハローワーク等において、労働者や求職者に対するキャリア・コンサルティングを実施しております。

5 若年者に対するキャリア形成の支援

1. 若年者の職業意識の形成

将来の我が国経済の重要な担い手となる若者の現状を見ると、学校を卒業しても就職しない者や就職しても短期間で離職する者、正規職員とならずアルバイト等の不安定就労を繰り返すフリーターが増加するなど、若者の職業能力の蓄積や就業意識の向上という観点から見て、深刻な問題が生じているところです。

こうした問題の背景には、自己や職業、あるいは働くことについての若者の理解、意識が希薄化していることがあげられており、その対策として、早い段階から仕事や自己についての理解を進め、自ら将来の職業生活設計するとともに、必要な職業能力を開発するといった適切なキャリア形成を促す施策が必要とされています。

2. 「私のしごと館」の設置

若者を中心としたキャリア形成支援を総合的に行う中核的な拠点として、関西文化学術研究都市に「私のしごと館」を設置しています。

同館では、仕事の広がり、面白さ、大切さを感じて、自分の夢や希望をふくらませ、自分の適性を

見つめながら、将来やってみたい仕事について考えることをねらいとしています。そのために、若者を支援する他の施設とも密接な連携を図りながら、

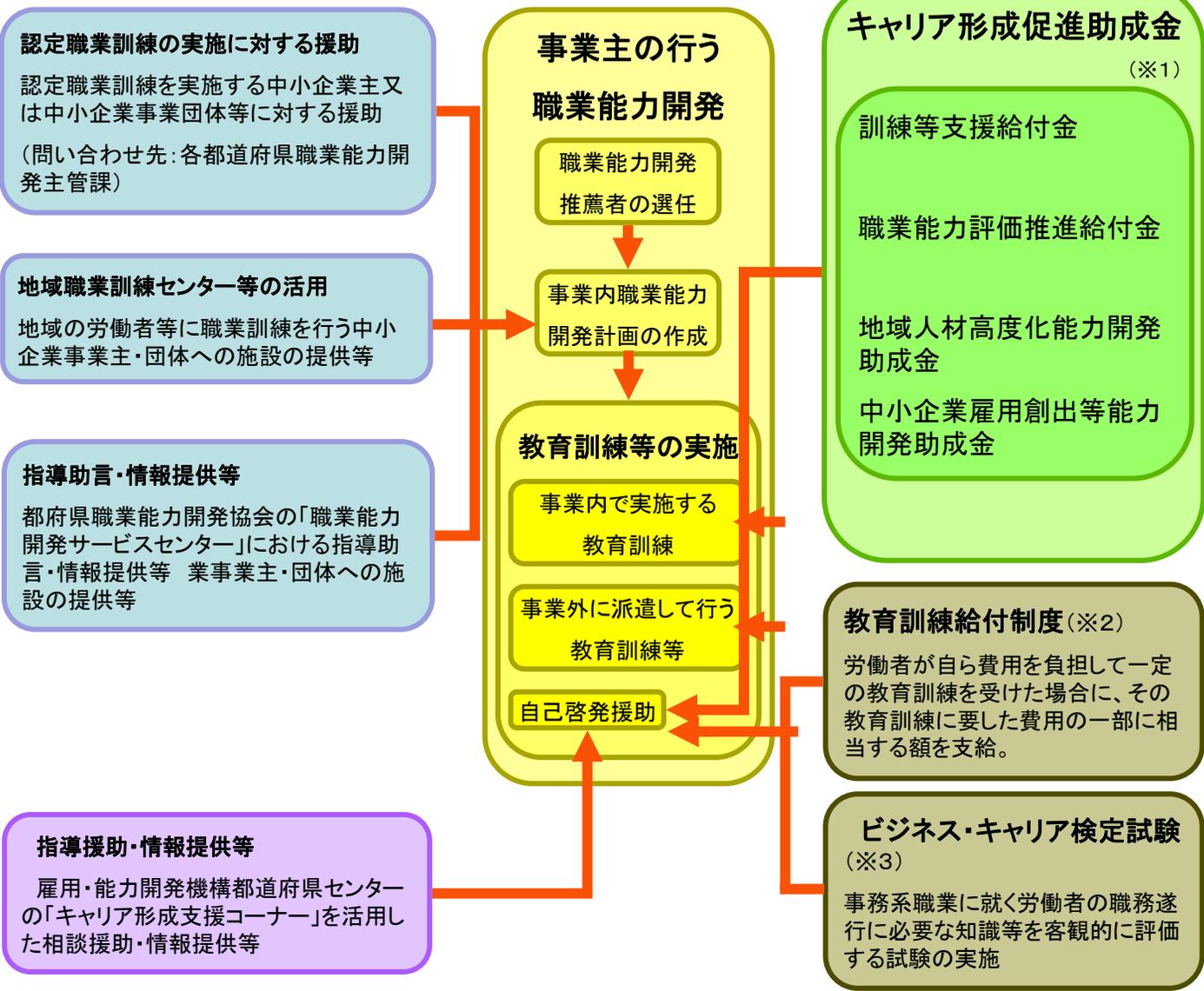
①展示・体験設備による職業体験機会の提供、②総合的な職業情報の提供、③キャリア・コンサルティング等相談・援助の実施、④職業生活設計に関する各種研修・セミナーの実施といった幅広いサービスを提供することとしており、幅広い職業を体験できること、様々な職業について総合的な情報を得られることが、同館の大きな特色となっています。

職業体験機会の提供については、先端技術、ものづくり、伝統工芸、建築・建設、医療・福祉、マスコミ、芸術・デザイン、事務、サービス、公共といったテーマから選ばれた様々な職種(約40職種)を、プロの現場をイメージした空間で体験することができます。

また、これ以外の職種にも、プロの職業人による実演、トークショー、簡単な体験等を行っているところです。

総合的な職業情報の提供については、パソコンにより知りたい職業について検索する事ができるようになっており、これらの情報については、インターネットを通じて館外にも発信しているところです。

事業主が行う能力開発及び労働者が自発的に行う能力開発に関する支援



※1 キャリア形成促進助成金
独立行政法人 雇用・能力開発機構ホームページ
(<http://www.ehdo.go.jp>)をご参照下さい。

※2 教育訓練給付金制度

※3 ビジネスキャリア検定試験
中央職業能力開発協会ホームページ
(<http://www.javada.or.jp>)をご参照下さい。

① 公共職業能力開発施設

国及び都道府県は、その責務として「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を要する者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないこととされており(職業能力開発促進法第4条第2項)、この規程を踏まえ、労働者ごとのニーズに即した多様な職業訓練を実施するため、公共職業訓練施設を設置しています。

これら施設で行われる訓練については、求職者が再就職に必要な能力を身につける離職者訓練は、概ね6ヶ月(訓練コース例:テクニカルオペレーション(機械設計・加工)科、ビル設備サービス科、住宅サービス科等)、労働者の技能レベルアップを図る在職者訓練は概ね1週間(訓練コース例:機械設計、電気・電子理論、CAD・CAM・CAE等)、中学・高等学校卒業者に対して、職業に必要な技能及び知識を身につけさせる学卒者訓練については、その内容・レベルに応じ1年、2年、4年(訓練コース例:生産技術科、電気技術科、建築施工システム科等)の各期間で実施しています。

平成13年度から、労働者や失業者の起業や企業の新分野展開に向けた相談・人材育成を行う「起業・新分野展開支援センター(創業サポートセンター)」を東京都港区に開設し、平成15年度から大阪市に「関西創業・新分野展開支援センター(関西創業サポートセンター)」を開設しています。

② 民間教育訓練機関を活用した委託訓練の推進

職業を転換しようとする労働者等に対して、迅速かつ効果的な職業訓練を実施する必要があるときは、その一部を専修学校・事業主・事業主団体等の民間教育訓練機関に委託し、実施しています。

なお、平成14年度より、多様な内容・レベルの訓練を実施するため、専修学校等に加え、大学・大学院、求人事業主、NPO等を委託先機関として活用し、一層効果的な公共職業訓練を推進しています。

① 訓練コース例

OA事務科、経理事務科、介護サービス科、情報処理システム科等

② 実施機関

概ね3ヶ月

③ 公共職業訓練の実施・計画状況

	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年計画
離職者訓練	19万人 (うち委託13万人)	29万人 (うち委託13万人)	17万人 (うち委託14万人)	16万人 (うち委託11万人)
在職者訓練	18万人	17万人	14万人	17万人
学卒者訓練	2万人	2万人	3万人	3万人
計	39万人	38万人	34万人	36万人

④ 障害者に対する多様な職業能力開発機会の提供

イ 一般の公共職業能力開発施設における受入の促進

障害者が健常者と共に一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けられるよう、障害者の施設内移動等に配慮した施設・設備の整備を行っています。

また、平成16年度から、障害者の職業訓練機会の拡大を図るため、一般の公共職業能力開発校で知的障害者対象の訓練コースを設置して職業訓練を実施する一般校を活用した障害者職業能力開発事業を行っています。なお、平成19年度からはモデル的に発達障害者対象の訓練コースを設置して職業訓練を実施しています。

ロ 障害者職業能力開発校における職業訓練の推進

一般の公共職業訓練施設において職業訓練を受けることが困難な重度の障害者については、障害者職業能力開発校において、職業訓練を実施しています。また、雇用されている障害者の職務内容の変化に対応した在職者訓練を実施しています。

詳しくは、各障害者職業能力開発校又は、最寄りの公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

ハ 障害者の様態に応じた多様な委託訓練の実施

雇用・就業を希望する障害者の増大に応じ、障害者が居住する地域で職業訓練が受講できるよう、企業、社会福祉法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者に対応した内容で実施する委託訓練を平成16年度から全国で機動的に実施しています。

① 訓練コース

- ・ 就職に必要な知識・技能の習得を図る知識・技能習得訓練コース
- ・ 事業所現場を活用して実践的な職業能力の習得を図る実践能力習得訓練コース
- ・ 職業能力開発施設への通所が困難な障害者を対象としたeラーニングコース

② 実施期間

概ね3ヶ月

⑤ 母子家庭の母等に対する職業能力開発機会の拡大

就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母や、自立支援プログラムに基づき、福祉事務所等を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者で公共職業安定所に求職申込みを行っている方を対象に、就職の準備段階としての「準備講習」(ビジネスマナーなど)と実際の職業に必要な技能・知識を習得するための「委託訓練」をセットにした「準備講習付き職業訓練」平成17年度より実施しています。

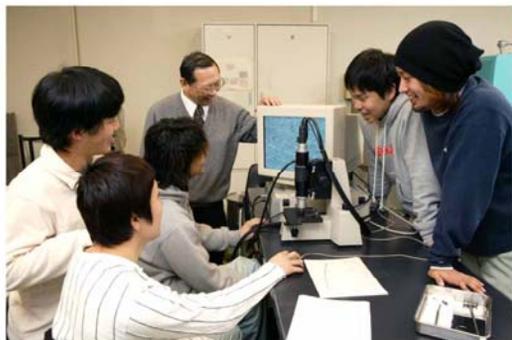
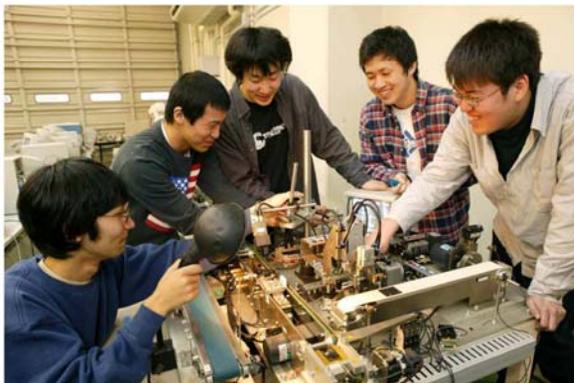
参考 4

公共職業能力開発施設等の概要

H.19. 4. 1

区 分	概 要	設 置 主 体	施 設 数
職業能力開発校	離転職者、在職者、学卒者等に対する職業訓練を総合的に実施する施設です。	都道府県 市町村	179 1
職業能力開発短期大学校	高等学校卒業生、在職者等に対し、高度な職業訓練を実施する施設です。	独立行政法人 雇用・能力開発機構 都道府県	1 9
職業能力開発大学校	高等学校卒業生、在職者等に対し、先導的・中核的な高度職業訓練を実施する施設です。	独立行政法人 雇用・能力開発機構	10
職業能力開発促進センター	離転職者及び在職者に対する短期の職業訓練を実施する施設です。	独立行政法人 雇用・能力開発機構	62
障害者職業能力開発校	障害者に対する職業訓練を専門的に実施する施設です。	国 都道府県	13 6
合 計			281

職業能力開発総合大学校	職業訓練指導員の養成及び先導的・中核的な高度職業訓練を行う施設です。	独立行政法人 雇用・能力開発機構	1
-------------	------------------------------------	---------------------	---



7

職業能力評価制度の概要

職業に必要な技能や知識を、一定の基準によって評価することは、労働者の職業能力の開発・向上及びその社会的・経済的地位の向上に大きく役立つものです。現在、職業能力評価制度として、技能検定制度、社内検定認定制度及びビジネス・キャリア制度があり、その普及・促進に努めています。

① 技能検定制度

技能検定は労働者の技能を検定し、国が公証する制度で、昭和34年度から実施されており、職種によって、都道府県知事又は指定試験機関により実施されています。

全国的に企業間で共通性のある技能であって、対象労働者が多い職種を対象とし、現在、機械加工、婦人子供服製造、建築大工等137職種について、特級、1級、2級、3等に区分して(職種により等級に区分していない単一等級もあります。)実施しています。

なお、合格者は厚生労働大臣名(特級、1級及び単一等級)、都道府県知事名又は指定試験機関名(2級及び3級)の合格証書が交付され、技能士と称することができます。

(18年度合格者約22万人、累計約352万人)

② 認定社内検定

事業主等が実施している社内認定のうち、技能振興奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度です。

企業内における特有な技能を対象とし、現在、食品の販売加工、自動車の部品管理等137職種(19年4月現在・40事業主等)を認定しており、認定を受けた社内検定については「厚生労働省認定」と表示することができます。

③ 職業能力評価基準の策定

労働者の能力を客観的に評価できるようにするため、業界団体等との連携のもと、経理・人事等の事務系職務から製造業に見られる技術・技能系職種までの幅広い職種について、担当者から組織・部門の責任者までの4段階のレベルごとに、職務遂行に必要な能力や知識を整理・体系化し、職業能力評価基準として策定・公表しています。

④ ビジネス・キャリア試験

事務系職業の職務分野(8分野)毎に、その職務遂行に必要な専門的知識を45単位に分類し、試験基準として体系化しています。ビジネス・キャリア検定試験は、これに基づき当該知識の習得状況を確認するとともに、各単位毎に企業実務に即した専門的知識・能力について客観的な評価がなされる職業能力評価試験です。

また、非正規労働者等の再チャレンジを支援するため、事務系職業の職務について、e-ラーニングによる教育訓練の提供を行っています。



⑤ YES-プログラム

YES-プログラムは企業が若年者に求めている就職基礎能力(=コミュニケーション能力、職業人意識、基礎学力、ビジネスマナー、資格取得)の内容や、それらを身につけるための「目標」を提示するとともに、このような就職基礎能力を習得するための認定講座を修了等した若年者の申請に応じて厚生労働大臣名の「若年者就職基礎能力習得証明書」を本人あてに発行する制度です。

参考5 技能検定職種(137職種)

1. 金属材料製造関係	(1) 金属材料製造部門	金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、溶射、ダイカスト
2. 金属加工、一般機械器具等組立、修理関係	(2) 金属加工部門	機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、工業彫刻、金属ばね加工、ロープ加工、仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て
	(3) 金属表面処理部門	めっき、アルミニウム陽極酸化処理、金属研磨仕上げ
	(4) 一般機械器具組立・修理部門	機械検査、機械保全、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整
	(5) その他の機械器具組立・修理部門	時計修理、光学機器製造、複写機組立て、縫製機械整備、木工機械整備、機械木工
3. 電気機械器具組立・修理関係	(6) 電気機械器具組立・修理部門	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、家庭用電気治療器調整
4. 輸送用機械器具組立・修理関係	(7) 電気機械器具組立・修理部門	産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、農業機械整備
5. 紡糸・織布等及び衣服・繊維製品製造関係	(8) 紡糸・織布等及び衣服・繊維製品製造関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
6. 建築及び土木・舗装関係	(9) 建築関連部門	建築板金、冷凍空気調和機器施工、情報配線施工、建築大工、かわらぶき、枠組壁建築、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建設、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル貼り、畳製作、配管、浴槽設備施工、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工
	(10) 土木・舗装関連部門	園芸装飾、造園、さく井、樹脂接着剤注入施工、ウェルポイント施工、路面標示施工
7. 窯業製品製造、採石・土石、化学製品製造関係	(11) 窯業製品製造、採石・土石関連部門	ガラス製品製造、陶磁器製造、ファインセラミックス製品製造、石材加工
	(12) 化学製品製造部門	プラスチック形成・強化プラスチック形成、ほうろう加工
8. その他の関係	(13) 木・竹・紙製品製造部門	木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造
	(14) 食品製造部門	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、みそ製造、水産練り製品製造、酒造
	(15) 販売・サービス関連部門	ファイナンシャル・プランニング、金融窓口サービス、レストランサービス、広告美術仕上げ、舞台機構調整、写真、調理、ビルクリーニング、商品装飾展示、フラワー装飾、ビル設備管理
	(16) その他の職種部門	製版、印刷、製本、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図、化学分析、金属材料試験、漆器製造、貴金属装身具製作、印章彫刻、ガラス用フィルム施工、表装、塗装、塗料調色、義肢・装具製作、商業包装、産業洗浄

8

技能の振興

優れた技能の維持・継承・発展を図るためには、「技能が尊重される社会の形成」を推進することが必要です。このため、以下の事業を推進しています。

① 表彰制度の実施

イ 職業能力開発関係厚生労働大臣表彰

認定職業訓練、技能検定及び技能振興等にかかる優良事業所等に対して厚生労働大臣表彰を行うことによって、職業能力開発の促進等を図ることを目的として実施しています。

ロ 卓越した技能者の表彰

技能の程度が最高の水準にある現役の卓越した技能者を厚生労働大臣が表彰することによって、職業能力開発の促進及び技能尊重気運の高揚を図ることを目的として実施しています。

(17年度150名)

ハ ものづくり日本大賞

我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知らせることを目的として実施しています。

② 技能競技大会の実施

イ 技能五輪全国大会(青年技能者競技大会)

国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより青年技能者に努力目標を与えるとともに、全国各地の多くの若年者に優れた技能を身近に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールするとともに、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催しています。

ロ 技能五輪国際大会(国際職業訓練競技大会)

国際的に技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興及び技能の水準の向上を図るとともに、青年技能者の国際交流と親善を目的としています。2007年11月には第39回大会が日本(静岡県)で開催されますが、この大会では史上初めて国際アビリンピックと同時開催で行われることになっています。

ハ 技能グランプリ(熟練技能者競技大会)

技能士の技能の一層の向上を図るとともに、その地位の向上と技能の振興を図ることを目的としています。

技能五輪全国大会が青年技能者を対象とする技能競技大会であるのに対し、技能グランプリは年齢に関わりなく、各都道府県から選抜された特に優れた技能を有する一級技能士等を対象とした技能競技大会です。

③ 「ものづくり立国」の推進

若者に対してものづくり技能の魅力を啓発し、若者がものづくり現場に対して興味を持ち、さらに、自ら進んでこの習得に向かう環境を整え、ものづくり技能の習得を通じて就労を促進するほか、国民各層が技能の重要性を広く認識し、ものづくりに親しむ社会の形成に資する各種事業を国民的規模で展開しています。

イ 工場、民間、公共の訓練施設等の開放促進

若者のものづくり離れを解消し、ものづくり技能の理解を促進するためには、若者に対してものづくり技能の魅力を啓発する場を提供することが必要であることから、ものづくり現場を見学し、ものづくりを体験する機会として、企業の工場・訓練校、公共職業能力開発施設の開放を促進します。

ロ 若者によるものづくり技能競技大会の実施

職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高等学校等において技能を習得中の20歳以下の若者を対象にものづくり技能競技大会を実施することにより、これらの若者に目標を付与し、技能を向上させ、もって、若者の就業促進、若年技能者の裾野の拡大、技能尊重気運への醸成を図ります。

ハ 工業高校への高度熟練技能者の派遣

我が国の産業を支える高度熟練技能者を選定し、情報提供することにより、熟練技能の活用・継承を支援するとともに、高度熟練技能者を工業高校等に派遣して2、3級技能検定合格レベルの実技講習等を行い、ものづくり人材の底辺の拡大を図っていきます。

ニ ものづくり技能に関するシンポジウム等の開催

国民各層がものづくり技能の重要性を認識し、もって社会における技能尊重気運の醸成を図るため、ものづくり技能に関するシンポジウムや優れた技能者による技能の実演等を全国の主要都市で開催します。

ホ 2007年ユニバーサル技能五輪国際大会金メダル倍増計画(仮称)の実施

「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」に参加する日本選手の活躍を支援するため、選手を対象とした各社強化対策を実施します。



●技能グランプリ

その他の技能振興事業及び 技能競技大会等

職業能力開発促進月間(11月)及び技能の日(11月10日)

昭和45年に第19回技能五輪国際大会が初めて我が国で開催されたことを記念して、その開会式が行われた11月10日を「技能の日」、11月を「職業能力開発促進月間」と定めています。

毎年この期間に広く関係者の協力を得つつ、職業能力開発促進気運の醸成、高揚を図るための諸行事を全国的に展開しています。

全国技能士大会の開催

技能士の技能及び知識の向上並びに技能士の社会的経済的地位の向上を図るとともに、技能に対する社会的評価を高めるため、技能士等が一堂に会して相互の経験交流や意見の交換を行っています。



全国障害者技能競技大会 (アビリンピック)の開催

障害者の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加する自信と誇りを与えるとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

国際障害者技能競技大会 (国際アビリンピック)への参加

障害者の職業自立の意欲を増進するとともに、事業主及び社会一般の理解を深め、さらに国際親善を図ることを目的とした世界の障害者が競う競技大会に参加しています。

次に開催される第7回大会は、2007年ユニバーサル技能五輪大会として、日本(静岡)で第39回技能五輪国際大会と同時開催されます。



発展途上国の経済発展の基盤となる人材育成に対する協力についての期待がますます大きなものとなっている中で、我が国としても国際社会への貢献という観点から発展途上国の労働者の職業能力の開発及び向上を目的とする技術協力を実施する必要があります。

このため、以下の課題への対応を図っています。

① 人材養成分野における技術協力等の推進

イ 政府間の技術協力

外務省、国際協力機構と連携して発展途上国における職業能力開発施設の設置・運営、職業能力開発施策の策定等に関して、専門家派遣、研修員受入れ、発展途上国におけるセミナー等の実施による協力を行っています。

ロ 国際機関などを通じた人材育成への貢献

APEC(アジア太平洋経済協力)を通じた人材養成分野の貢献として、海外に進出した日系企業等と協力して発展途上国の人々に基礎的な職業訓練の機会の提供を目的とした技能研修や、域内の情報格差の解消を目的としたIT研修を開催しています。

また、人材養成上の共通課題について、各国・地域代表者等による意見交換や経験交流を行う「AP EC人材養成国際フォーラム」を開催しています。

さらに、ASEAN(東南アジア諸国連合)を通じた協力として、ASEAN新規加盟4カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の人材養成分野の底上げを支援するための研修を実施します。

この他、アジア太平洋地域の職業訓練及び技能の水準の向上を目的としたAPSDEP(アジア太平洋地域技能開発計画)の活動への支援としてセミナー等の実施に協力しています。



② 人材養成分野における技術協力等の推進

イ 政府間の技術協力

技能実習制度の下での実効ある技能移転を確保するため、(財)国際研修協力機構を通じて、技能実習生の受入企業などに対し適性かつ効果的な研修・技能実習を確保するための指導援助を行っています。また、受入団体を対象として、労働保護法令等に関する周知・啓発及び個別指導を行い、受入企業における技能実習生の就業適正化を図っています。



ロ 外国人研修生受入事業等の効果的な推進

「国際技能開発計画(世界にかけける橋計画)」及び「技能評価システム移転促進事業」の効果的な推進を図っています。



ハ 留学生の受入の効果的な推進

発展途上国における質の高い職業訓練指導員の養成確保に協力するため、職業能力開発大学の長期課程及び研究過程への留学生の受入を行っています。

急速な少子・高齢化、国際競争の激化の中で、将来の産業及び社会を担う役割を持つ青少年が、有為な職業人として健全に育成し、充実した職業生活を営んでいけるよう、職業及び生活指導の充実、職業能力の向上支援、福祉施設の設置等、多岐にわたる青少年の福祉の増進を図っています。主なものとして、次の事業を実施しています。

① 勤労青少年ホームの運営支援

勤労青少年ホームは、青少年の自主的な運営を重視しつつ、必要な指導を行い、余暇活動のための便宜を供与するために地方公共団体が設置する総合的な福祉に関する事業を総合的に行う施設であり、平成18年4月現在全国に464カ所設置されています。

② 職業生活の充実

専門のカウンセラーを若年労働者の利用しやすい公的施設(勤労青少年ホーム等)に配置し、若年労働者を対象としたキャリア形成に関する相談と様々な悩みや不安に応える相談を実施しています。

③ 海外経験を通じたキャリア形成支援の促進

国際化の進展に伴い、若年者の海外体験の方法として、ワーキング・ホリデーが盛んになってきています。しかし、ワーキング・ホリデー制度を利用する若年者の多くが仕事を辞め渡航し、帰国後はフリーター化しているのが現状です。このため、ワーキング・ホリデー制度利用者に対し、海外経験のキャリアを有効に活用できるように渡航前後に目的意識啓発のためのキャリア・コンサルティングを実施するなどの支援を(社)日本ワーキング・ホリデー協会に委託して実施しています。

④ 勤労青少年福祉功労者表彰の実施

勤労青少年の福祉の向上(職業的自立の支援に係るものとする)のため特に功績が顕著である者に対し厚生労働大臣表彰を行いその労に報いるとともに、これを通じて勤労青少年福祉関係者の活動を一層促進し、もって勤労青少年の保護及び福祉の増進とその健全な育成を図っています。

厚生労働省職業能力開発局 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL03-5253-1111(厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/>)

都道府県職業能力開発主管課所在地一覧

都道府県名	担当課名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	人材育成課	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目	011-204-5356
青森	労政・能力開発課	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9415
岩手	労政能力開発課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5586
宮城	産業人材・雇用対策課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2762
秋田	雇用労働政策課	018-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-2321、2323
山形	雇用労政課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2388
福島	労働領域技能振興グループ	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7300
茨城	職業能力開発課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3653
栃木	労働政策課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3234
群馬	職業能力開発課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-3411
埼玉	職業能力開発課	336-8501	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-4595
千葉	産業人材課、雇用労働課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2752、2739
東京	調整課、企画開発室、就業推進課、能力開発課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-4715
神奈川	雇用産業人材課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111(代)
新潟	職業能力開発課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5262
富山	職業能力開発課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3259
石川	労働企画課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1533
福井	労働政策課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0388
山梨	職業能力開発課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1567
長野	雇用・人材育成課	380-8570	長野市南長野幅下692-2	026-235-7201、7199
岐阜	労働雇用課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-271-4135
静岡	就業支援局職業能力開発室	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2821
愛知	労政担当就業促進課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6363～8
三重	勤労・雇用支援室	514-8570	津市広明町13	059-224-2465
滋賀	労政能力開発課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3755
京都	能力開発課	602-8570	京都市上京区下立売新町西入藪ノ内町	075-414-5101
大阪	能力開発課	540-0021	大阪市中央区大手前2-1-2	06-6944-6764
兵庫	能力開発課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9178
奈良	雇用労政課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8834
和歌山	雇用推進課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2802
鳥取	労働雇用課	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7231
島根	労働政策課	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5299
岡山	労政・雇用対策課	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-7387
広島	職業能力開発室	730-8511	広島市中区基町10-52	082-223-3422
山口	労働政策課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3234、3221
徳島	雇用能力開発課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2351
香川	労働政策課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3367
愛媛	労政雇用課(雇用対策室)	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2500
高知	雇用労働政策課	780-8570	高知市丸の内1-2-20	088-823-9765
福岡	職業能力開発課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3601・02・04
佐賀	労働課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7101
長崎	産業人材課	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-895-2741
熊本	労働雇用総室、産業人材育成室	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2344
大分	労政能力開発課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3328
宮崎	労働政策課	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7107
鹿児島	労働労政課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3021
沖縄	雇用労政課	900-8571	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2366

都道府県職業能力開発協会及び職業能力開発サービスセンター所在地一覧

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	サービスセンター 電話番号
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2385	011-825-2388
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1	0177-38-5561	017-738-6464
岩手県職業能力開発協会	020-0022	盛岡市大通3-2-8岩手県金属工業会館5階	019-654-5427	019-654-7552
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9260	022-271-9223
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	018-823-0370
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-644-8562	023-644-4250
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2福島県自治会館5階	024-525-8681	024-525-8680
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647	029-221-0639
栃木県職業能力開発協会	320-0043	宇都宮市桜2-2-28栃木県桜別館	028-643-7002	028-643-0023
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	0270-23-8776
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5埼玉県浦和地方庁舎5階	048-829-2801	048-827-0075
千葉県職業能力開発協会	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150	043-296-1120
東京都職業能力開発協会	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター7階	03-5211-2350	03-5211-2355
神奈川県職業能力開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4かながわ労働プラザ内	045-633-5420	045-633-5423
新潟県職業能力開発協会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155	025-283-2144
富山県職業能力開発協会	930-0094	富山市安住町7-18安住町第一生命ビル2階	076-432-9883	076-433-2578
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳斉1-15-15石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020	076-262-9027
福井県職業能力開発協会	910-0005	福井市大手2-9-10福井県電気ビル内	0776-27-6360	0776-24-8839
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	055-243-4918
長野県職業能力開発協会	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2長野県婦人会館3階	026-234-9050	026-234-9080
岐阜県職業能力開発協会	502-0841	岐阜市学園町2-33岐阜県人材開発センター内	058-233-4777	058-294-0550
静岡県職業能力開発協会	424-0881	清水市清水区楠160	0543-45-9377	0543-47-4703
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市西区浅間2-3-14	052-524-2031	052-524-2035
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	059-228-2732
滋賀県職業能力開発協会	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	077-537-6868
京都府職業能力開発協会	602-8444	京都市上京区今出川通智慧光院西入 京都府職業能力開発支援センター2階	075-431-6644	075-431-7411
大阪府職業能力開発協会	540-0033	大阪市中央区石町2-5-3エル・おおさか南館8階	06-6946-2621	06-6946-2625
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2091	078-371-2094
奈良県職業能力開発協会	630-8213	奈良市登大路町38-1奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127	0742-24-4127
和歌山県職業能力開発協会	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38和歌山技能センター内	073-425-4555	0734-25-5455
鳥取県職業能力開発協会	680-0845	鳥取市富安2-159久本ビル5階	0857-22-3494	0857-21-1626
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西嫁島1-4-5SPビル2F	0852-23-1755	0852-26-9331
岡山県職業能力開発協会	700-0824	岡山市内山下2-3-10	086-225-1546	086-223-3441
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47広島県情報プラザ5階	082-245-4020	082-245-4294
山口県職業能力開発協会	753-0074	山口市中央4-3-6	0839-22-8646	083-932-2335
徳島県職業能力開発協会	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-5366	088-662-0303
香川県職業能力開発協会	761-8031	高松市郷東町587-1香川地域職業訓練センター内	087-882-2854	087-882-6993
愛媛県職業能力開発協会	790-0003	松山市三番町4-10-1愛媛県三番町ビル2階	089-941-5885	089-932-6002
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4	088-846-2300	088-846-2305
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区千早5-2-24	092-671-1238	092-671-5918
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408	0952-24-6408
長崎県職業能力開発協会	851-2107	西彼杵郡時津町久留里郷1439-31長崎地域職業訓練センター内	095-882-1616	095-882-3763
熊本県職業能力開発協会	862-0950	熊本市水前寺6-5-19熊本県住宅供給公社ビル201	096-384-1711	096-385-4878
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1大分地域職業訓練センター内	097-542-3651	097-542-0163
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	0985-58-1570
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦江町11-40鹿児島県鹿児島地域振興局第3庁舎3F	099-226-3240	099-226-3240
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1	098-862-4278	098-866-4964

雇用・能力開発機構 都道府県センター一覧

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1	011-640-8822
青森	030-0822	青森市中央3-20-2	017-777-1234
※岩手	020-0022	盛岡市大通3-3-10七十七日生森岡ビル5階	019-625-5101
※宮城	985-8550	多賀城市明月2-2-1	022-362-2253
※秋田	010-0101	潟上市天王字上北野4-143	018-873-3177
※山形	990-2161	山形市大字漆山1954	023-686-2225
福島	960-8054	福島市三河北町7-14	024-534-3637
※茨城	310-0021	水戸市南町2-6-10 水戸証券ビル 6階	029-221-1188
栃木	320-0072	宇都宮市若草1-4-23	028-622-9497
群馬	370-1213	高崎市山名町918	027-347-3333
埼玉	336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8	048-882-4079
千葉	263-0004	千葉市稲毛区六方町274	043-422-2224
東京	112-0004	文京区後楽1-9-20飯田橋合同庁舎8階	03-3816-8161
※神奈川	231-0065	横浜市中区本町2-12損保ジャパン横浜ビル2階	045-212-2228
※新潟	950-0917	新潟市天神1-1プラーカ3 3階	025-247-5321
※富山	930-0805	富山市湊入船町9-1とやま自遊館2階	076-433-2211
石川	920-0352	金沢市観音堂町へ1	076-267-0801
※福井	915-0853	越前市行松町25-10	0778-23-1010
山梨	400-0854	甲府市中小河原町403-1	055-241-3218
長野	381-0043	長野市吉田4-25-12	026-243-1001
※岐阜	500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル 6階	058-265-5800
静岡	422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35	054-285-7185
※愛知	460-0003	名古屋市中区錦1-16-20 グリーンビル 5階	052-221-0171
※三重	514-0004	津市栄町1-840大同生命瀧沢ビル5階	059-226-9963
滋賀	520-0856	大津市光が丘町3-13	077-537-1164
※京都	601-8047	京都市南区東九条下殿田70京都テルサ3階	075-681-3800
大阪	566-0022	摂津市三島1-2-1	06-6383-0949
兵庫	661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50	06-6431-7276
※奈良	634-0033	橿原市城殿町433	0744-22-5224
和歌山	640-8483	和歌山市園部1276	073-461-1531
鳥取	689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11	0857-52-8781
※島根	690-0003	松江市朝日町478-18松江テルサ3階	0852-31-2800
岡山	700-0951	岡山市田中580	086-241-0067
広島	730-0825	広島市中区光南5-2-65	082-245-0267
山口	753-0861	山口市大字矢原字花ノ木1284-1	083-922-1948
徳島	770-0942	徳島市昭和町8-27-20	088-654-5101
香川	761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3	087-867-6855
愛媛	791-8044	松山市西垣生町2184	089-972-0334
高知	780-8010	高知市棧橋通4-15-68	088-833-1085
※福岡	812-0039	福岡市博多区冷泉町5-32 オーシャン博多ビル 6階	092-262-2700
佐賀	849-0911	佐賀市兵庫町大字若宮字二本松1042-2	0952-24-4231
※長崎	850-0035	長崎市元船町14-10橋本商会ビル8階	095-821-8131
※熊本	862-0956	熊本市水前寺公園28-51熊本テルサ1階	096-386-5100
大分	870-0131	大分市皆春1483-1	097-522-2171
宮崎	880-0916	宮崎市大字恒久4241	0985-51-1511
鹿児島	890-0068	県鹿児島市東郡元町14-3	099-254-3752
※沖縄	904-0105	中頭郡北谷町字吉原728-6	098-936-1755

注: ※印の都道府県センターについては、平成18年度中に職業能力開発促進センターとの間で、一元処理が実施されます。

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

〒105-0022東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー TEL03-5400-1600(ホームページ<http://www.jeed.or.jp/>)

障害者職業総合センター職業リハビリテーション部

〒261-0014 千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL043-297-9000

財団法人 海外職業訓練協会(OVTA)

〒261-0021千葉県千葉市美浜区ひび野1-1

TEL043-276-0211(ホームページ<http://www.ovta.or.jp/>)

財団法人 国際研修協力機構(JITCO)

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台3-11 三井住友海上駿河台別館ビル

TEL03-3233-0571(ホームページ<http://www.jitco.or.jp/>)